



2026年5月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ ル ア ー ト  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 友 岡 正 明  
(コード番号 5644 東証スタンダード市場)  
役 職 ・ 氏 名 執 行 役 員 中 川 潤 二  
電 話 0 7 7 - 5 6 3 - 2 1 1 1

(訂正)「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する  
公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について

当社が2026年5月14日付で公表いたしました「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」について、その内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

① 本二者間契約書

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、ダイハツ工業との間で本日付で本二者間契約書を締結し、本不応募株式について本公開買付けに応募しないことを合意しているとのことです。

本二者間契約書において、前提条件(注1)が全て満たされ又は放棄されていることを条件として、公開買付者が本公開買付けを実施することが規定されているとのことです。

(注1) 公開買付者による義務履行の前提条件は、大要、①本特別委員会において当社の取締役会が本公開買付けに対して賛同すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないこと、②当社の取締役会により、本取引に賛同する旨及び株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る決議が全会一致でなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと、③本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等が存在せず、かつ、その具体的なおそれもないこと、④本二者間契約書に基づきダイハツ工業が本公開買付けの開始日(以下「本公開買付開始日」といいます。)までに履行又は遵守すべき義務が全て重要な点において履行又は遵守されていること、⑤ダイハツ工業の表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、⑥当社に係る未公表の重要事実等が存在しないこと、⑦本三者間契約が適法かつ有効に締結され、かつ、有効に存続していること、⑧本三者間契約書に基づき当社が本公開買付開始日までに履行又は遵守すべき義務が、全て重要な点において履行又は遵守されていること、⑨本三者間契約書に定めるダイハツ工業及び当社の表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、⑩公

公開買付者がダイハツ工業との間で本日付で締結した本二者間契約書が適法かつ有効に締結され、かつ、有効に存続していること、⑩総体としての当社グループの事業等に重大な悪影響を与え、又はかかる悪影響を与えることが合理的に見込まれる事由又は事象が発生していないこと、⑪本公開買付けの決済に必要な資金その他本取引の実行のために必要な資金の調達につき融資証明書又は出資証明書等を受領し、撤回されておらず、かつ、本取引において必要となる資金(以下「本必要資金」といいます。)が必要となる各時点において、本必要資金を調達できる合理的な見込みがあること、と規定されているとのことです。なお、公開買付者は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、ダイハツ工業との間で本日付で本二者間契約書を締結し、本不応募株式について本公開買付けに応募しないことを合意しているとのことです。

本二者間契約書において、前提条件(注1)が全て満たされ又は放棄されていることを条件として、公開買付者が本公開買付けを実施することが規定されているとのことです。

(注1) 公開買付者による義務履行の前提条件は、大要、①本特別委員会において当社の取締役会が本公開買付けに対して賛同すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないこと、②当社の取締役会により、本取引に賛同する旨及び株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る決議が全会一致でなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと、③本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等が存在せず、かつ、その具体的なおそれもないこと、④本二者間契約書に基づきダイハツ工業が本公開買付けの開始日(以下「本公開買付開始日」といいます。)までに履行又は遵守すべき義務が全て重要な点において履行又は遵守されていること、⑤ダイハツ工業の表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、⑥当社に係る未公表の重要事実等が存在しないこと、⑦本三者間契約が適法かつ有効に締結され、かつ、有効に存続していること、⑧本三者間契約書に基づき当社が本公開買付開始日までに履行又は遵守すべき義務が、全て重要な点において履行又は遵守されていること、⑨本三者間契約書に定めるダイハツ工業及び当社の表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、⑩公開買付者がダイハツ工業との間で本日付で締結した株主間契約が適法かつ有効に締結され、かつ、有効に存続していること、⑪総体としての当社グループの事業等に重大な悪影響を与え、又はかかる悪影響を与えることが合理的に見込まれる事由又は事象が発生していないこと、⑫本公開買付けの決済に必要な資金その他本取引の実行のために必要な資金の調達につき融資証明書又は出資証明書等を受領し、撤回されておらず、かつ、本取引において必要となる資金(以下「本必要資金」といいます。)が必要となる各時点において、本必要資金を調達できる合理的な見込みがあること、と規定されているとのことです。なお、公開買付者は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされているとのことです。

<後略>

以上